



〈学界展望〉保険市場と「応用ミクロ経済学」

高尾, 厚

(Citation)

国民経済雑誌, 155(4):125-145

(Issue Date)

1987-04

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00173656>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00173656>



学 界 展 望

保険市場と「応用ミクロ経済学」

高 尾 厚

I 序

ミクロ経済学の分野における最近の発展は目覚ましいようである。保険市場との関連で若干の例を挙げよう。まず、現実の市場へのミクロ経済学の応用である産業組織論の領域では、市場退出に伴うサンク・コストに注目して自然独占における競争可能性を再検討しようとする、いわゆる「コンテストタビリティ」¹ (contestability) の理論がある。また、保険制度存立の前提条件ともなる「不確実性」を明示的に考慮に入れた「不確実性の経済学」の内容がとりわけ充実しつつある。

本稿でわれわれは、保険制度を認識対象とする保険論がこれらのいわゆる「応用ミクロ経済学」からどのような影響を目下受けつつあり、また将来受けるであろうか、より端的には保険論における応用ミクロ経済学の利用の現状と可能性²について展望することとする。

行論の便宜上、このような作業に先立って、まず第Ⅱ章では、主としてわが国における旧来の保険論の方法論上の特徴、とりわけ保険制度の把握方法をめぐる特異性、を検討する。その結果を要約すれば、伝統的な保険論は一方でそのアイデンティティの確認をめざして、保険制度における特殊要素の摘出に没頭³し、他方で現行経済体制内での他の経済諸制度と保険制度との共通要素への

1 Cf. Baumol et al. [1982]

2 なお別の観点から保険学の動向を探ったものとして既に広海 [1968]; 印南 [1975] がある。

3 なおわれわれは水島 [1975] の実証研究に従って、現体制内で存在する各種の保険制度の内、保険制度の原基形態ないし理念型として保険市場を指定する。なお、広海 [1968], 16~17ページ; 田村 [1979], 67~68ページ; 水島 [1979], 2ページも参照。

配慮を特殊要素の摘出の際と少なくとも同程度には払っていない。

第三章では、その前半で「応用ミクロ経済学」あるいは価格理論の応用分野、の一角を占める産業組織論の方法により保険市場を分析した一連の業績を検討する。これに対して、その後半では、「応用ミクロ経済学」の今一つの新天地とみなしうる「不確実性の経済学」が、保険制度の分析にどのように応用するかを考察する。その結果、将来とりわけ豊かな成果が期待されるのは、この内の「情報・組織の経済学」による分析であることを指摘する。

第四章では、隣接する経済制度——金融機関——に対するそのようなアプローチ（池尾〔1985〕）を紹介し、さらにそこから類推して予想される保険論の一つの発展方向に言及することで結語に代える。

II 伝統的保険論の方法論的検討—保険市場の把握方法をめぐる特異性を中心に

保険制度を貫徹する法則性の解明とそれを通じた制度運営のための的確な政策の提示とを本務とするわが国保険学界は、90余年という古い伝統を誇る⁴といえ、自身のレベル・アップないし自己革新の努力をそれがこの間絶えず払って来たか否かを、今ここで速断することは困難である。

しかし、その努力はつまる所、「保険理論における一般性と特殊性との問題」⁵への配慮ぬきになされるべきではないにもかかわらず、伝統的保険論の注意の焦点が保険制度ないし保険現象における特異性に専ら向けられた、ということは少なくとも確言できよう。そしてより詳細には、われわれの少なからぬ先学

4 わが国保険学会の系譜を展望すれば、それが若干複雑なことが判明する。すなわち、その形式的始祖は明治27（1884）年創設の「保険学会」で、その機関紙『保険雑誌』は翌28（1895）年から月刊で発行された（従って、それは1899年創立のドイツ保険学会よりも5年古い）。同誌は大正10（1921）年、『保険学雑誌』と誌名変更され、専らアカデミックな内容の季刊誌として、昭和18（1943）年6月迄発行され続けた。ところが、現在の「日本保険学会」は昭和15（1940）年に創設され、機関誌『保険学論集—日本保険学会年報』を昭和19（1944）年迄刊行していた。この学会は昭和25（1950）年に再建され、休眠状態の「保険学会」の『保険学雑誌』を継承・複刊し、現在に至っている。より詳細は、木村栄一「保険学雑誌第500号に寄せて」保険学雑誌、第500号記念号、昭和58年3月、108ページ以下を参照のこと。

5 水島〔1967〕、序2ページ。

たちは保険現象に固有の法則性の解明に目を奪われる余り、経済現象の一環としてのそれにも貫徹する一般的法則性の解明には充分な意を払わなかった、⁶ と言っても過言ではなからう。その結果、現実問題を直視することが旧来の保険論では余り多くなく、むしろ門外漢には容易に理解しにくい特異な概念や思考様式を遊ぶ、⁷ いわば「観念の遊戯」⁸ がもてはやされてきたことを否めない。⁹

その典型例としてここでいわれる「保険団体論」¹⁰ を検討すべきであろう。なぜならば、その唱導者たちは¹¹ 保険制度と他の経済制度との相違点を強調して把握しようとしたからである。ここで、その相違点とは端的には、「同一条件で同一種類の保険に加入している人々の集団」¹² より正確には、「同一の契約内容を結合の要件とする一つの目的的社会 (association)」¹³ の結成が保険制度内に想定されることである。かれらによれば、保険が「独特の性格をもつ社会経済的仕組み」たる所以は偏にこの保険団体の存在に求められる。すなわち、「ユニークな存在たる保険の経済的性格を理解するうえで、保険団体は、全く不可欠の概念である。法律的には、そして現象的には、保険者（保険会社）がきわめて重要な位置を占め、主導的な機能を果している……。しかし経済的には、したがって本質的には、保険団体は、それなくしては保険そのものが成り立たぬ

6 同様の指摘は、一部の先学により既になされている。例えば、箸方 [1962 b] は「保険本質論において（は）……制度としての側面を強調するあまり、保険関係ないしは保険取引の側面が軽視されてきた」（51ページ）ことを指摘している。また水島 [1979]、5 ページ、7 ページも参照。

7 これについては例えば、A. Manes のいわゆる総合保険学の観点から保険団体の関係を重視する保険の定義は「経済学の用語ではなく、保険論の用語でもって語られ、専門の保険学者でなければそれが真に意図する意味をたやすく理解することはできない」という箸方 ([1962 a], 38ページ) の指摘がある。

8 水島 [1979]、15ページ。

9 これについては、広海 [1968]、21ページ左；田村 [1979]、53ページ；酒井 [1982]、248ページを参照。

10 なお、芥 [1983] も参照。

11 その代表者として田中 [1937 a, b]；Rohrbeck [1932]、が挙げられる。後者の訳者白杉三郎教授は、「保険の社会学的研究を唱導し」（同訳書 7 ページ）たロールベックが「ナチスの保険論の首唱者として他の追隨を許さない」（同）と評した。これに関連して、佐波 [1940]、54ページも参照。

12 保険研究所編、『保険辞典』東京：保険研究所、1978年、906ページ右。

13 同上書、906ページ右。

決定的要素であり、基礎概念である。……かくて、保険団体の存否が保険であるか、否かの決め手となる。すなわち、保険団体の有無が保険を他の貯蓄形態（銀行預金・有価証券・タンス貯蓄等）と区別するメルクマールとなる。したがって、いわゆる自家保険（self-insurance）は保険団体をもたぬがゆえに、単なる個別経済貯蓄であって保険ではない。^{14, 15}」

このような保険団体論は、ローマ法の系列下にあり、従って個々の保険契約ないし保険取引重視の性格をもっていた、伝統的な保険法律論へのアンチテーゼであった。¹⁶と同時にそれは、このような保険法律論の方法論上の限界の克服をめざした伝統的な保険経済論がそのアイデンティティの主張のために、好んで立脚した学説でもある。¹⁷

その結果、例えば、保険の経済的定義を「同一の経済上の危険の下に立つ多数人が団体をなし、その中の一員の財産上の需要を他の者が共同して満足せしむる組織的方法」だ、とする田中〔1932b, 113ページ〕に典型的にみられるごとく、本質論を語ったとされる保険論においては往々にして、保険契約の成立の前提となる一方の契約当事者としての保険者（保険企業）の存在は捨象されるか副次的に扱われるかである。比喩的にいえば、そこでは保険者は、単に保険団体の順調な運営のための無色透明の潤滑油、あるいは保険制度という舞台での黒衣（くろご）としての役割を演じるのみである。

もっとも、伝説的保険経済論のこのような研究姿勢は、中世的封建経済体制から初期的資本主義体制へ移行する一時的に簇生した原始的共済を分析する場

14 同上書、906ページ右。なお、この定義へのコメントとして箸方（〔1983〕、13ページ）がある。

15 これに関連し、水島〔1983〕、11ページを参照。また伝統的保険本質論では「保険関係は取引としてではなく、加入として把握」（122ページ）されているとの箸方〔1962 c〕の指摘は卓見であろう。

16 例えば、田中〔1932 a〕、33ページ以下。と同時にそれは、日独両国で1930年代の一大思潮であった国家主義に呼応したものと考えられる。

17 それは端的には、「保険契約に着目するかぎり、保険施設が全体として具有する特性を規定しえないという致命的欠陥を包蔵する」（印南〔1956〕、53ページ）ことである。

18 いくつかの代表的な伝統的保険経済論における同様の本格的な検討は田村〔1979〕、59ページ以下；水島〔1979〕、3ページ以下で試みられている。

合には是認できよう。¹⁹ なぜならば、共同体的保障のメカニズムが崩壊しつつあるなかで、市場経済の浸透がまだ不十分な当時であって、このような相互救済をめざした個別経済主体同士の自治組織に市場法則が貫徹する可能性は余り大きくなかったと推測されるからである。²⁰ 従って、そこでは「市場もなければ価格もなく、相互に対立的な消費者と企業という観念もないし、競争しあう企業群も存在しない。その点では例えば利潤や効用の極大化を志向する『経済人』が価格をシグナルとして競争的に市場で行動するという世界像をもつ経済学とははっきりと異なった世界」²¹ が想定されたとしても至極当然である。²²

だがしかし、少なくともわれわれが現実に見聞する保険市場に関する限り、伝統論のこのような分析方法は問題なしとしない。なぜならば、ひとり保険市場のみが現下の近代資本主義体制の域外にあって、それに固有の法則のみを貫徹し続けることは極めて困難だからである。端的にいえば、現体制に照応した保険制度（近代保険）の有り様は、他の財貨が取引される場（市場）のそれと基本的には相違はないはずである。つまり、それは、共に私利のみを追求する個々の当事者（保険者と保険契約者）間の冷徹な取引にしかすぎず、そこに利他心や博愛心を見出すことは非常に困難である。²³

かくて、われわれは旧来、過小に評価されてきた「保険の一般性」——端的には、保険制度への市場原理の貫徹——への配慮を今後、一層正当に払う必要に迫られている、といえよう。もっとも、このことが逆に「保険の特殊性」を

19 佐波〔1940〕、65ページ。

20 水島（〔1983〕、12ページ）はこのような組織内での多数経済主体の結合様式を「直接結合」とよび、近代保険において保険者の企業者動機によってかれらが間接的に結合される「間接結合」とそれとを対比させる（同書、図1—2も参照）。

21 水島〔1979〕、8ページ以下。

22 田村〔1979〕、73ページ。

23 要するにわれわれは、「巨大な組織と巨額の資金量を誇る保険企業が成立し、多様かつ高度なマーケティング・テクニックを駆使し、生保商品を消費者へ売りつけ、一方、加入者は、現在の社会・経済構造を所与とする以上、生保商品を必需品として購入せざるをえない。その結果、例えば現在も訴訟が提起されているように、保険企業は解約返戻金の支払を渋り、一方、加入者は、コンシューマリズムの波の中で消費者としての復権を迫る。」（田村、〔1979〕、81ページ）という現実を直視しなければならないのである。なお、今田（〔1986〕、a；b）も参照。

過小評価することであってはなるまい。とりあえず、われわれはそれを、大数法則を利用するべく保険企業の責任（危険負担）において形成された、保険契約者から収受された保険料のプール内で「相互的な貨幣操作」²⁴が行なわれることに求めるものとしたい。

要するに、保険経済論の進展の一段階は、伝統論が保持してきたいわゆる「全体論」的パラダイムから——「保険の特殊性」への配慮をないがしろにしない形で——同様に「原子論」的パラダイムへの転換ないし移行として把握できよう。より具体的には、以下で展望するミクロ経済学の方法による保険市場の分析である。²⁵

III 保険市場と「応用ミクロ経済学」

本稿で、「保険の一般性」を解明する際に近代経済学わけでもミクロ経済学的手法を採用した諸研究を検討することとしたのは、とりも直さずそれが、経済現象を分析する場合の最も普遍的な「共通語」と考えられることに加えて、²⁶「社会科学の中で学問体系としてもっとも精緻化されて」²⁷いることによる。すなわち、このような類いの業績に対しては保険論専攻以外の研究者からの内在批評も可能であって、その結果、かれらとの対話を通じて研究水準の一層の引上げ——経済現象の一環としての保険現象に含まれる複雑な論理の連鎖の解明——が大いに期待できるはずだからである。

ところでこのような作業の設定は既に、現存する保険諸制度の内で分析の対

24 水島, [1983], 12ページ。

25 なお、米保険学会では1950年代にすでに、このような思潮が存在したことが確認される（箸方 [1963], 100ページ以下）。また経済学ないし新古典派経済学のパラダイムがすぐれて原子論的性格をもつことについて次を参照。村上泰亮『産業社会の病理』東京：中央公論社、1970年、224ページ以下；佐和隆光『社会状況の変化と経済学教育』書斎の窓, No. 354, 1986年5月、7ページ以下。

26 それは要するに、「ミクロ経済学（が）マクロ経済学と違って、『科学の装い』を色濃く持った学問で（あり）、統一された論理体系と分析手法を持（ち）、学派による相違も余り」（奥野 [1982], 3ページ；（ ）内は引用者による。）ない、換言すれば概念規定・思考様式・論述方法等につき、論者間での差異がほとんどない、からである。

27 同上書、9ページ。

象をわれわれが専ら保険市場に限定していることを意味している。なぜならば、ミクロ経済学は「個々の消費者（家計）・企業などの経済行動の分析を基礎とし、さらに個々の消費者・企業の活動から導出される需要曲線・供給曲線を集計した市場全体での需要曲線・供給曲線を用いて経済²⁸进行分析」するものだからである。なお、既述のごとく、このような分析対象の限定は、現体制下での保険制度の原基形態が保険市場であるとのわれわれの措定に照せば、是認されるところである。

さて、豊富な成果を既に内蔵し、また目下も産出しつつあるミクロ経済学の内、以下では、われわれは保険市場の特殊性に鑑み、「産業組織論」と「不確実性の経済学²⁹」という、いわゆる「応用ミクロ経済学」の枠組を利用した保険市場の研究に限定して検討を進めたい。

まず、「産業組織論」的考察の重要性は以下のごとき根拠による。「保険保護」という保障サービスの売買の場ととりあえずは擬制される³⁰保険市場においては、——まさに保険固有の性格のゆえに——その価格メカニズムが無条件に円滑に機能する保証がなく、従ってそれを修復させるために容認せざるをえない競争制限的措置（カルテル結成、公的規制）が、往々にして副作用をもたらしうる。その際に、われわれはこの副作用の原因、様態、およびそれへの対策等を解明するために、とりあえず産業組織論の手法を利用できる。なぜならば、産業組織論は、ミクロ経済学において完全競争と完全情報という「二重の完全性」を仮定した一般均衡のパラダイムから現実経済への接近のための第一歩として「完全競争の仮定」をはずした、不完全競争の理論を応用しようというも

28 西村〔1986〕、2ページ。（傍点は引用者による）

29 応用ミクロ経済学とは、「不完全競争や寡占の惹きおこす諸問題を取り扱う産業組織論への新たな関心（New Industrial Organization）や、市場の失敗とそのもたらす弊害への政策的対応を主要な研究対象の一つとする、公共経済学……に加えて、労働経済学や都市経済学などに対する理論的アプローチを含む、より大きな分野の呼称」（奥野〔1983〕、12ページ）であり、その特徴は、「従来経済学では軽視されてきた情報・不確実性・インセンティブ等の分析」（同、13ページ）を行なうことにある。

30 水島〔1967〕、4ページ、8ページ。

³¹
 のだからである。

次に、現実経済をより一層正確に説明するために、ミクロ経済学が「完全情報の仮定」もまた取りのぞいた新たなパラダイムを構築しつつあることに無関心ではいられない。従ってわれわれは、不確実性を伴う経済現象の分析が、この「不確実性の経済学」という範疇で、特に著しく進展しているということのを酒井〔1982〕、早川〔1986〕に従って、保険市場に即しつつ明らかにしたい。自明のことながら、保険市場の分析にとっての「不確実性の経済学」の重要性は、保険取引の成立の大前提が不確実性の存在であることに由来する。

1. 保険市場と産業組織論

わが国における保険市場に対する本格的な産業組織論的研究は、恐らく水島〔1967〕に始まるといえよう。³²同書は「保険における競争と独占の問題……が保険業の運動法則をめぐる本質的論点を数多く内包する」(序1ページ)という認識の下で「保険経済の特殊性を重視しつつ、これに経済理論の骨組み」(同, 2ページ)を与えようとしたものである。その際に主として、「従来学界で等閑視されていた保険の価格理論を……保険市場の不完全性を基礎に、一段と掘下げた」(同, 44~45ページ) Farny〔1961〕の先駆的業績が蔽き台とされ、³³結局は保険の特殊性のゆえに、保険市場のレッセ・フェールは便益よりも多くの弊害をもたらすことから、自己規制・公的介入の必要性が導出される(水島〔1967〕, 118~119ページ)。

その理由づけは、要するに市場構造に関しては参入障壁が重視され(同, 第

31 酒井〔1982〕, ii ページ。

32 印南〔(1975), 71ページ〕は同書を次のようにコメントしている。「保険における競争と独占の問題に関する理論的水準が従来一般にあまり高くなかったことに触発された研究である。」

33 恐らく広海〔1962, a; b〕が Farny〔1961〕をわが国に最初に紹介したものであろう。また、ドイツ保険学界内での Farny〔1961〕を中心とした保険市場における競争諸理論の比較・検討として水島〔1963〕がある。

34 なお、保険市場における参入障壁、換言すれば保険企業の競争力は、つまるところその費用水準により規定される。さらにこの費用水準を規定する要因、とりわけ事業費と経営規模とをめぐりグーテンベルクの経営経済学に則った本格的な研究が、Farny〔1965〕である。その批判的検討が、水

6章)、ペインによるその規定要因の中で特に既存企業における「生産物分化の有効性」のために、——小企業はともかく——大企業の参入は容易でなく、³⁵次いで、市場行動については特に利潤極大化のための限界分析が限界費用の不確定性のため、不可能であるものの、「利潤原理のメタモルフォーゼとしての保有契約高拡大原理」³⁶が貫徹し、それといわゆる「価値循環の転倒性」³⁷とが相まって、際限のない料率切下げ競争(破局的競争)という市場成果が遂にはもたらされる、というものである。

その結果、理想的な市場秩序維持のあり方として、外生的に本来決定されるはずの純保険料部分に対してのみカルテルの存続ないし公的規制を認め、付加保険料部分については各社の自由裁量に委せ、その結果招来されるかも知れない保険企業の倒産に中立的な保険機構——「預金保険機構」類似の——で備える案が提唱される。

水島〔1967〕の限界は、分析の具体的な対象が西独の工業火災保険料率カルテル(いわゆるローテンブルグ協定)、米国の火災保険料率算定団体・自動車保険料率規制であって、わが国保険市場に直接的に眼が向けられていない点であった。

わが国生保市場に対する本格的な産業組織論的研究は、同じく水島〔1974〕まで待たねばならなかった。同研究は、生保業界のパフォーマンス・データの入手困難性に直面しながらも、劣悪な市場成果が確認される(特に、実質的な料率カルテル体制下で規模の経済性を介して必然的に発生する超過利潤が、主として外務員経費として濫用されていること)ことと、その修正に規制当局の役割が決定的に重要なことを明らかにした。³⁸

島〔1967〕第2章で試みられている。

35 その結論は、トーンのちがいがあるものの、Carter ([1979], p. 120) と同一である。

36 水島〔1967〕, 9ページ。

37 水島〔1967〕, 118ページ;〔1983〕, 17ページ。それは近代保険に固有の前払確定保険料主義が採用される為である。これに対して賦課方式の保険制度では、このことは妥当せず、従ってそこではいわゆる「保険技術的危険」は存在しない。

38 同様の指摘を比較静学により試みたものに Finsinger [1983, a; b] がある。さらに Mathewson et

これに前後して、Houston=Simon（以下、H=Sと略称）〔1970〕の実証研究の方法が世界各国で注目を浴びていた。かれらは、従来まで理論構築に際してのみ採用されてきた「孤立化による抽象」の方法を、仮説検証の際にも貫くことが可能なことを明らかにした。端的には、経計学とコンピュータ技術との結合産物である多変量解析法の本格的な利用である。より具体的には、規模の経済性の存否の判定に際して、平均費用に対する諸要因（プロダクト・ミックス、失効率等6個）の影響と当該研究で注目している主要因（規模）のそれとを重回帰分析により分離した。

かれらの業績は、主として前川〔1973; 1980〕、石田〔1975〕、松岡〔1984; 1985〕、井口〔1985〕、高尾〔1985〕によって、わが国へ紹介・導入された。この内、前川〔1973〕、石田〔1975〕はH=Sと異なり、共に単回帰分析を採用し、その結果、わが国生保業について前者は規模の経済の不存在を、後者はその存在を主張した。これに対して、松岡〔1984〕、高尾〔1985〕は各々、わが国生保ないし損保について、このような単回帰分析に伴なう難点を克服するべくH=Sとはほぼ同様の重回帰分析を採用して、両業種共に、規模の経済性の存在する可能性が大きいことを主張した。さらに、井口〔1985〕はわが国生保業における同様の実証研究を、説明変数の選択から回帰係数の推定方法（OLSに加えて、WLS, IVも併せ試みる）まで一層厳密に行なった結果、規模の経済性の存在を確認した。

さらに、規模の経済性と共に、最近の産業組織論（コンテストビリティーの理論）では、産業の自然独占性の判定に際し、「範囲の経済性」（Economies of Scope; 以下、EOSと略称）をも考慮する必要性が強調されている。異なる問

al〔1982〕; 大森〔1984〕; Finsinger et al〔1986〕; 井口〔1986〕も参照。

39 かれらの先駆的業績を追試した各国での諸研究の概要については生保業の場合、松岡〔1984〕、46~47ページ、損保業の場合、高尾〔1985〕、220~223ページ、さらに、井口〔1985〕、3ページを参照のこと。

40 水島〔1976〕、15, 36, 38ページ。

41 前川〔1980〕は、回帰分析を用いず、代わって規模グループ毎の平均費用の比較によって、前川〔1973〕と同様の結論を導出した。

題意識の下でこのEOSの概念を用いて積立型長期商品への近年のわが国損保企業の注力行動を分析した高尾〔1986〕は、当該商品と旧来型商品との間にEOSを当面は確認できず、従ってその行動が経済合理性にもとり、その主因の一つとして損保市場での画一行政による競争圧力の不足が考えられる、とした。

ともあれ、産業組織論は主として有形財製造業を認識対象としてきている。従って、特異な性格をもつ無形財が取引されている、と考えられる保険市場へその応用を試みるに当たり、その特異性への配慮を疎かにしてはなるまい。けだし、「一般性の強調によっては、保険に特有の諸要素の捨象化の上に立った理論の展開により、保険経済の本体を見失ったまま『保険の』経済理論を僭称することになるおそれが大きい」（水島〔1967〕、序2ページ）からである。

2. 保険市場と不確実性の経済学

現実接近を図るためにミクロ経済学がとった第二の手続は、今一つの完全性、すなわち「完全情報」の仮定を除去することである。このような手続を経て、すなわち保険現象のごとく、不確実性を伴う経済現象を分析対象として構築されるのが「不確実性の経済学」である。⁴³

ところが、酒井〔1982〕、早川〔1986〕は、このような不確実性の経済学の内容が近年になり、一層充実してきていることを指摘している。さしあたり、われわれは、この内主に酒井〔1982〕による不確実性の経済学の進化過程の一般的な展望に則して、保険（ないしそれに関連した）現象そのもののミクロ経済学的分析の進化過程を以下で展望することとする。

酒井（〔1982〕、18ページ以下）は、不確実性の経済学の歴史は大まかには三

42 稲毛満春・牛嶋正・藤井弥太郎『現代社会の経済政策*政策原理の新展開*』有斐閣、1985年、232～234ページ。なお、コンテストビリティの理論の主張のエッセンスは、「市場における参入・退出が自由であり、退出する際回収不能となるコスト（サンクコスト）がゼロならば、生産技術上の自然独占の場合でも効果的な競争が行なわれ得る」（粕谷宗久、「Economies of Scope の理論と銀行業への適用」金融研究、第5巻第3号、60ページ、注14）はずだから、規制当局は市場への介入を努めて控えるべきだというものである。

43 酒井〔1982〕、ii ページ；早川〔1986〕、42～43ページ。

世代に分別される、という。この内、第一世代は、いわゆる「セント・ペテルスブルクの逆説」を18世紀に提唱した Bernoulli に始まり、Knight (1921) までとされる。

ここで Bernoulli に対して、不確実性の経済学のいわば開祖の地位が与えられるのは、この例示的逆説によって、不確実性下の経済主体の現実の行動の合理性を判定するに際して期待利得基準が必ずしも万能ではなくて、代わって期待効用基準が有効となりうることを明らかにしたからである。⁴⁴

これに対して、Knight は一般にいわれている不確実性を厳密に二分し、不確率現象の結果について確率分布関数が既知の場合の不確実性を危険と称し、そうでないものを真の不確実性⁴⁵と称した。この内で、かれは、危険が保険制度の設定により「事実上の確実性に転換でき」(ナイト [1959], 6 ページ) るのに対して、「測定しえない不確実性は、これを保険しえ」(同) ず、むしろ「全体としての経済組織に“企業”の特質的な型を与えるものであり、企業者に独特な収入を与える」(同) こと、換言すれば市場経済における利潤とは、このような不確実性に企業が立向う場合の報酬であること、等を明らかにした。

第二世代は、von Neumann = Morgenstern の『ゲームの理論と経済行動』(*Theory of Games and Economic Behavior*, Princeton: Princeton Univ. Press, 1944) に始まる。ここでゲームの理論とは、「利害の相反する状況におかれた2人以上の当事者……の最適行動の問題を厳密に取り扱」(酒井 [1982], 19ページ) う数学の一領域である。この理論の内、とりわけゼロ和ゲームについてはその後、数学者により一層精緻化された。他方で、多くの研究者によって広範囲の社会経済現象を説明するべく、特に非ゼロ和ゲームについての成果が応用されていた。この内で保険現象については、例えば Borch [1974], ch. 3 & 23; Eisen [1979], Kap. 5; Carter [1979] ch. 7 esp. p. 161ff; Takao [1981] がある。

他方で、Friedman = Savage [1948] は、「期待効用理論のミクロ経済学の主

44 その簡潔な理由づけとしては、さしあたり、酒井 [1982], 34ページ以下; Borch [1968], 有有用である。

45 ただし、酒井 ([1982], 11ページ以下) のごとくこのような区分への批判的立場の論者もある。

流への影響」(酒井 [1982], 19ページ)を「最も顕著」(同)に受けた業績である。すなわち、かれらは、危険を伴う場合の財の選択問題を扱う中で、保険の提供により危険回避者 (risk averter) の効用を増大させることに保険企業の存在意義があること、またその活動への報酬額は保険購入者の危険回避度に規定されることを、期待効用理論に立脚しつつ明らかにした。

さらにこの世代を締めくくるのが、Arrow [1970] である。同書においてかれは、市場にたとえ不確実性があったとしても必然的に取引が困難となり、いわゆる「市場欠陥」(market failure)が生じるわけではなく、むしろそれを「条件づけ財貨」が取引される市場として再構成できるならば、厚生経済学にあるところの「競争的均衡の最適性定理」がやはり成立することを証明した (ch. 4)。ここで注目すべきは、このような条件が満たされる限り、不確実性の存在の下でも新古典派経済学のパラダイムは依然として頑健 (robust) である、という重要な結論が導出されるということである。

ところがかれはまた、このような「条件づけ財貨」の市場の理念型として想定しうる保険市場および証券市場が、取引当事者の行動様式と制度の運営費用との関連で——組織論でいうところの「努力エントロピー」⁴⁶が不可避免的に増大するために——現実には円滑に機能しないことも併せて指摘した (ch. 5)。

かくて、Arrow は、「価格システムがうまく働かないような状況の下で集団的行動の利点を実現するための手段」([1974], p. 33) としてのいわゆる内部組織 (internal organization) が市場よりも危険負担 (risk-bearing) 機能の点でも優る——われわれの研究対象に即して換言すれば、保険市場よりも自家保険・強制保険制度の方がモラル・ハザードや逆選択による攪乱に対して安定的である——可能性が存在することを指摘した ([1970], ch. 8)。

さて、不確実性の経済学は現在、第三世代に入り、一層の深化・精緻化を見せている。より端的には、目下、「不確実性の経済学とこれまで大きく総括されていたものが、狭義の不確実性の経済学と、情報・組織の経済学とに分化し

46 ライベンシュタイン [1978], 125ページ以下。

つつある」(酒井 [1982], 20ページ)。

この内でわれわれの主たる注目の対象は後者つまり情報・組織の経済学である。なぜならば、それが「不完全競争の経済学と異なる方向から、競争均衡モデルの拡張と一般化を図るとともに、さらに進んで、経済学の新しい地平をも切り開こうとするもの」(酒井 [1982], 272ページ) と考えられ、従って保険市場における諸現象の内で今まで例外事例 (anomalies) として軽視されてきたものの本質の理解に、それが有益な示唆を与えるものと期待できるからである。

この領域で注目すべき、恐らく最初の研究として Akerlof [1970] が挙げられる。かれは中古車市場では“lemon”と俗称される欠陥車が横行しやすいという事実に着目し、いわゆる「不良品横行の原理 (“the lemons’ principle”）」をその説明のために定立した。この原理によれば、市場取引の対象の質に関する情報が当事者間で偏在する場合、競争的均衡は一般的に存在しない。⁴⁷

次いで、Akerlof のこのオーディアを保険市場へと明示的に適用した代表例が、Rothschild = Stiglitz [1976] である。基本的に消費者均衡の理論に立脚することによってかれらは、保険者と保険契約者との間で付保対象に関する情報が不均等に分布する場合に、保険市場の競争均衡は存在しないか、存在してもパレート最適ではない、ことを明らかにした。⁴⁸

さらに、Williamson [1975] は、このような市場取引を困難にする要因の一つとしての「情報の偏在」(information impactedness) が発生するメカニズムを解明した (cf. esp. p. 40, fig. 3)。かれによれば、情報が偏在するのは、取引の場に存在する「不確実性」あるいは「複雑性」が、「機会主義」的性格をもつ当事者によって逆用される場合である。そして、この場合の財の交換に採択される代替案は市場の内部(組織)化である。すなわち、そこでの資源配分は価格

47 その原理のより簡潔な説明として、例えば田畑 [1982] が有用である。

48 要領をえたその紹介として早川 ([1986], 55~58ページ) があり、その一層の展開として酒井 ([1982], 第11章) がある。なお、早川 [1986] は、「通信的不確実性」(43ページ以下) が存在する場合、このように保険市場が円滑に機能しえないのに対して、今一つの「環境的不確実性」(同) 下では新古典派のパラダイムは、基本的に robust である、という。これに関連して Arrow ([1974], p. 36) による R. Radner の引用も参照。

に誘導されるよりも、権限 (authority) に基づく方が——取引費用の節約という意味で——効率的である。

Williamson の以上の命題を保険市場に適用した高尾 [1978] は、保険契約に組み込まれた各種のインセンティブ=コントロール・システム——例えば、「告知・通知義務」、「フランチャイズ条項」、「調査」——が内部組織でのそれと酷似していることに着目し、従来の保険学では異常例ないし例外として扱われてきた、モラル・ハザードや逆選択のような現象が現実の保険制度の運行に必然的に伴う摩擦現象であることを明らかにした。

IV 結

保険制度に隣接すると考えられる金融制度の分析に際して、情報の経済学の成果を本格的に利用した研究として、既に池尾 [1985] がある。もとより、保険制度と金融制度との間には類似点よりも相違点の方が多いかもしれないが、それゆえにその研究成果を無条件に転用することは問題なしとしない。とはいえ、目下のところ、保険論の分野でそれに匹敵するのをわれわれは見いだせず、また、情報の経済学のインパクトは——少なくとも、金融論の領域においてよりも——保険論のそれにおいて大きいであろうことが、第Ⅲ章での検討から予想される。従って、同書のアプローチを検討しておくことは決して無意味ではなく、むしろ急を要することとすらいえよう。

さて、池尾 [1985] の問題意識は、一見高度のレベルに達したかにみえる金融論も、その実、マクロ経済学的分析については「制度的環境を全くの与件とした上での定量的な性格」(同、i ページ) をもつにすぎず、また、「金融制度、あるいはそれを構成する組織それ自体」(同) については「詳細な実務家的な記述は存在」(同) するものの、その「理論的解明は、対称的に驚くほど未成熟な段階」(同) のままであり、目下進行中の金融革新についての有意味な発言も期待薄だ、というものである。

49 換言すれば、「金融の制度的機構にかかわる側面に関しては、従来まとまった理論的枠組が存在していなかった」(池尾 [1985], 219 ページ) のである。

このような問題意識の下で「『情報の経済学』……の成果を金融論の分野に積極的に援用する形で、日本の金融システムの制度的特徴の解明」(同)が試みられる。そのような作業を進めるのは、「金融取引は異時点間の所得の交換を目的とするものであって、将来についての不確実性が取引機会に関する正確な認識⁵⁰を著しく困難にするという性質をもっているために、市場情報の稀少性ということが、金融取引の存立メカニズムとその制度化様式を問う場合の核心的な問題を構成すると考えられる」(同、i~iiページ；傍点引用者)からである。

その結果定立される命題は、大略以下のとおりである。

- i) 比喩的にいえば、金融仲介業者は「いわゆる市場の潤滑油的な存在(すなわち、現実には不可欠であるとしても、エンジンの構造[市場機構の仕組み]を説明する際には捨象してもよい存在)ではなく、より能動的・積極的な性格のものである。」(同、215ページ)換言すれば、「いったん存在を得た仲介業者は、単なる市場の補完といった中立的な役割に止まるものではなく、経済システムの動向に対してより能動的な作用をおよぼす。」(同、35~36ページ⁵¹)
- ii) 金融仲介機関の存在意義は、「資金仲介の過程で資産変換」(同、46ページ)を行なうこと、すなわち、最終的借手の発行する本源的証券を受け入れる一方で、最終的貸手へ間接証券を発行することに求められる。
- iii) この活動は次の2つの側面をもっている。つまり、市場情報⁵²の生産およびリスク負担の軽減である。

50 同様の指摘は、池尾[1985]、6、33ページにもある。なお、Arrowは、保険取引も又、より複雑な内容を伴う金融取引にとらえている。すなわち、ある事象の発生することを条件として支払われる貨幣(保険金)と現在貨幣(保険料)という、異時点間の所得の交換と把握するのである([1971]、p. 134)。従って、このような把握方法が正当だとすれば、情報の経済学の保険論への大きなインパクトを期待することはあながち失当ではなからう。

51 同様の趣旨の指摘は、29、40、216ページでもなされている。

52 市場情報とは「取引機会(取引対象の内容・性質、取引条件等々)に関する情報」(同、32ページ)をいう。

iv) 市場情報の生産について、「金融機関は、審査の結果えた借手に関する⁵³情報を最終的貸手に販売・開示する」(同, 184ページ)ことはできない。なぜならば、一般的に情報は①外部財 (external goods) 的性質と②経験財 (experience goods) 的性質とをもち、③対外的な機密保持が困難だからである。⁵⁴代わって、金融機関は、「情報だけを単独に販売することに伴う困難を回避するために、自己に対する信託を基礎として間接証券の発行で資金を集め、最終的貸手に代理して資金運用に従事する」⁵⁵(同, 38ページ) こととなる。

かくて、最終的貸手よりも情報処理能力の点で通常優っている「金融機関は、規格されがたい不均質性を有する雑多な借手を、個別的に審査し、評価づけ、その特性を明らかにすることを」(同, 184ページ) 通じて、さもなくば不可能であった「広範な借手層にも取引機会」(同)を保証するのである——金融市場の拡大。

v) 金融仲介機関が最終的貸手のリスクの負担を軽減できるのも、資金仲介過程で資産変換が行なわれることによる。このような間接金融制度において最終的貸手は、金融市場における不完全情報のゆえにデフォルト・リスクの高い本源的証券に代えて、金融仲介機関の発行する、流動性が高く、また資産価値の安定した間接証券を入手できる。かくて、金融機関へシフトされたリスクは、①金融機関への資金集中により可能となるリスク・プーリング、②間接証券購入者（最終的貸手）相互間でのリスク・シェアリング、③金融機関の自己資本による吸収、⁵⁶によって処理されることとなる。

以上の命題を無条件に保険市場の本質解明に援用することは勿論、不可能であるし、また無意味であろう。そのような試みにおける最大の難点は、文字通り金融仲介機関は、全く性格の異なる貸手と借手との間に介在し、双方との間

53 審査とは「借手の質に関する情報の生産」(同, 39ページ) のことである。

54 同, 36~37ページ。

55 同様の指摘は、39, 45ページでもなされる。より平易に換言すれば、情報の便乗利用をねらうフリーライダーの出現を阻止する為に、排他性をもつ通常の私的財とそれを抱き合わせたものが、金融機関の発行する間接証券である。

56 池尾〔1985〕, 46ページ以下。

で同様に性格の全く異なる証券を受け渡している状況を想定しうるのに対して、保険企業は——その金融機関的側面は別として——少なくとも事前的には異質の当事者間に介在し、異質の証券を受け渡している、とは考えにくいことである。

もとより事後的な——すなわち、不確実な事象が、既に確定した後の——視点では、保険企業が保険料支払者群から保険金受取者群への貨幣ないし所得の移転の仲介人にしかすぎないことは自明であろう。しかしこの把握法には、現実の制度運行に伴うきしみ、従ってそれに対処する保険企業の積極的な活動を過小評価ないし見落とす危険性が存在することは既述したごとくである。

かくて、保険企業は理想的には、損害予防 (loss prevention) に関する諸変数を保険料率という市場価格に翻訳し、伝播するいわば情報センターだとする、Doherty ([1976], ch. 4) の先駆的研究を手掛りとして、池尾 [1985] と異なる角度から保険論の新天地を開拓することがわれわれに課された任務となろう。

いずれにせよ、そのような任務の完遂のためには、保険に固有の法則性あるいは制度的要因への深い理解力と共に、他の学問領域でのイノベーションを察知・吸収し、保険論の分野へそれを応用する能力が一層要求されよう。

(1987. 2. 27)

主 要 参 考 文 献

- Akerlof, G. A., "The Market for Lemons: Qualitative Uncertainty and the Market Mechanism," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, 1970, pp. 488~500.
- 芥 潤 一, 「保険団体の虚と実」, 損害保険研究, 第45巻第3号, 1983年11月, 5~23ページ。
- Arrow, K. J., *Essays in the Theory of Risk-Bearing*, Chicago: Markham Pub. Co., 1971.
- , *The Limits of Organisation*, N. Y.: W. W. Norton & Co., 1974. (村上泰亮訳『組織の限界』東京: 岩波書店, 1976年)
- Baumol, W. J., John C. Panzer and Robert D. Willig, *Contestable Markets & the Theory of Industrial Structure*, N. Y., etc: Harcourt Brece Jovanovich Inc., 1982.
- Borch, K. H., *The Economics of Uncertainty*, Princeton, N. J.: Princeton U. P., 1968. (福場庸・田畑吉雄訳, 『不確定性の経済学』, 東京: 日本生産性本部, 1973年)
- , *The Mathematical Theory of Insurance*, Massachusetts・Tront・London: D. C.

Heath & Co., 1974.

Carter, R. L., *Economics and Insurance. An Introduction to the Economic Aspects of Insurance*, 2nd Edition, Cheshire, Great Britain: PH Press Ltd., 1979. (玉田巧・高尾厚共訳, 『保険経済学序説』, 東京: 千倉書房, 1984年)

Doherty, N., *Insurance Pricing and Loss Prevention*, Westmead: Saxon House, 1976.

Eisen, R., *Theorie des Versicherungsgleichgewichts — Unsicherheit und Versicherung in der Theorie des generellen ökonomischen Gleichgewichts*, Berlin: Dunker u. H., 1979.

Farny, D., *Die Versicherungsmärkte. Eine Studie über die Versicherungsmarkttheorie*, Berlin: Dunker u. H., 1961.

———, *Produktions- und Kostentheorie der Versicherung*, Karlsruhe: Verlag Versicherungswissenschaft, 1965.

Finsinger, J., *Versicherungsmärkte*, Frankfurt・N. Y.: Campus Verlag, 1983a.

———, “Competition, Ownership and Control in Markets with Imperfect Information,” in J. Finsinger (ed.), *Economic Analysis of Regulated Markets*, Hampshire: Macmillan, 1983b, pp. 111~133.

———, & M. V. Pauly (ed.), *The Economics of Insurance Regulation*, Hampshire: Macmillan, 1986.

Friedman, M. & Savage, L. J., “The Utility Analysis of Choices Involving Risk” *Journal of the Political Economy*, 1948. (酒井彦四郎訳, 「危険をとまなう選択の効用分析」(1)(2), 経営と経済, 第59号・第62号, 1956年第3・4合冊, 1958年第1冊)

箸方幹逸, 「保険団体と保険取引」, 東京経大会誌, 第35号, 1962年3月(a), 33~62ページ。

———, 「保険取引と価格形成」, 保険学雑誌, 第417号, 1962年10月(b), 49~67ページ。

———, 「保険経済の原理的把握——アメリカ保険理論を中心に——」, 東京経大会誌, 第37号, 1962年12月(c), 121~147ページ。

———, 「保険とリスク—アメリカ保険学会の一動向—」, 東京経大会誌, 第41号, 1963年12月, 95~120ページ。

———, 「保険団体と保険取引(再論) —国崎裕氏の生命保険本質論に寄せて—」 所報, 第62号, 1983年3月, 1~23ページ。

早川英男, 「「情報の経済学」について—概念的整理と理論的可能性—」, 金融研究, 第5巻第12号, 1986年4月, 39~81ページ。

広海孝一, 「ディーテル・ファルニーの保険市場論について」, 保険学雑誌, 第416号, 1962年3月(a), 21~42ページ。

———, 「保険市場の不完全性—ファルニーの所説を中心として—」, 保険学雑誌, 第418号, 1962年11月(b), 101~120ページ。

———, 「保険研究における分析的研究」, ビジネス・レビュー, 第15巻第4号, 1968年3月, 16~26ページ。

Houston, D. B. & R. M. Simon, “Economies of Scale in Financial Institution: A

- Study in Life Insurance," *Econometrica*, Vol. 38, No. 6, Nov. 1970, pp. 856~864.
- 井口 富夫, 「生命保険会社の規模と経済的効率性」, 保険学雑誌, 第510号, 1985年7月, 1~22ページ。
- , 「保険規制の経済効果—測定方法と試算」, 文研論集, No. 77, 1986年12月, 139~162ページ。
- 池 尾 和 人, 『日本の金融市場と組織—金融のミクロ経済学』, 東京: 東洋経済新報社, 1985年。
- 今 田 益 三, 「保険の所得移転説と保険商品説 (I)」, 文研論集, No. 76, 1986年9月 (a), 79~124ページ。
- , 「保険の所得移転説と保険商品説 (II)」, 文研論集, No. 77, 1986年12月 (b), 163~201ページ。
- 印 南 博 吉, 『保険の本質』, 東京: 白桃書房, 1956年。
- , 「経済学の動向—保険学」, 保険学雑誌, 第469号, 1975年6月, 66~74ページ。
- 石 田 重 森, 「生命保険事業における有効競争—わが国の私営生命保険事業に関して—」, 保険学雑誌, 第471号, 1975年12月, 114~134ページ。
- Knight, F. H., *Risk, Uncertainty and Profit*, Boston・N. Y.: Houghton Mifflin Co., 1921. (奥隅栄喜訳, 『危険・不確実性および利潤』, 東京: 文雅堂銀行研究社, 1959年)
- Leibenstein, H., "Micro-Micro Theory, Agent-Agent Trade and X-Efficiency," in Kurt Dopfer (ed.), *Economics in the Future*, 1967, pp. 53~68. (都留重人監訳, 『これからの経済学—新しい理論範式を求めて—』, 東京: 岩波書店, 岩波現代選書, 1978年, 107~137ページ)
- 前 川 寛, 「わが国生命保険事業の規模と費用」, 三田商学研究, 第16巻第3号, 1973年8月, 146~151ページ。
- Mathewson, G. F. & Todd J., *Information, Entry, and Regulation in Markets for Life Insurance*, Tronto・Buffalo・London: University of Tronto Press, 1982.
- 松 岡 憲 司, 「わが国生保事業における規模の経済性」, 保険学雑誌, 第504号, 1984年3月, 44~64ページ。
- , 「生保事業の規模の経済性と企業成果」, 保険学雑誌, 第508号, 1985年3月, 36~58ページ。
- 水 島 一 也, 「学界展望 保険業における競争—ドイツの学説をめぐって」, 国民経済雑誌, 第107巻第4号, 1963年4月, 91~109ページ。
- , 『保険の競争理論』, 東京: 千倉書房, 1967年。
- , 「日本の産業組織Ⅰ—生命保険」『季刊中央公論経営問題第13巻第1号春季特別号』, 東京: 中央公論社, 1974年3月, 210~244ページ。(再版: 能谷尚夫(編), 『日本の産業組織Ⅲ: 生命保険』東京: 中央公論社, 1976年4月, 191~236ページ)
- , 『近代保険の生成』, 東京: 千倉書房, 1975年。
- , 「保険制度と経営主体—伝統理論の“神話”をめぐって—」, 所報, 第49号, 1979年12月, 1~18ページ。

- , 『現代保険経済〔補訂〕』, 東京: 千倉書房, 1983年。
- 西村和雄, 『ミクロ経済学入門』, 東京: 岩波書店, 1986年。
- 大森義夫, 「生保市場における官民のかかわりと有効競争」, 保険学雑誌, 第505号, 1984年6月, 41~73ページ。
- 岡村国和, 「保険の競争に関する経済的分析」, 保険学雑誌, 第510号, 1985年9月, 23~50ページ。
- 奥野正寛, 「経済学最前線」, 創文, 第228号, 1983年1月, 12~15ページ。
- , 『ミクロ経済学入門』, 東京: 日本経済新聞社, 1982年。
- Rohrbeck, W., *Versicherungswirtschaft und Versicherungslehre. Ein deutsches Versicherungslesebuch*, Berlin: Wallmanns Verlag, 1937. (白杉三郎訳『独逸保険論』, 東京・大阪: 宝文館, 1940年)
- 酒井泰弘, 『不確実性の経済学』, 東京: 有斐閣, 1982年。
- 佐波宣平, 「保険に於ける個人—保険の発生について—」, 経済論叢, 第51巻第4号, 1940年10月, 54~72ページ。
- 田畑康人, 「保険市場に見られる情報の非対称性とその影響」, 保険学雑誌, 第496号, 1982年3月, 84~105ページ。
- 高尾厚, 「保険におけるいわゆる『市場の失敗』—保険市場の組織論的考察—」, 保険学雑誌, 第481号, 1978年6月, 49~74ページ。
- Takao, A., "Über die Normalität des moralischen Risikos — eine Kritik der Theorie der Gefahrengemeinschaft," *Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft*, Nr. 1, 1982, S. 5~25.
- 高尾厚, 「戦後のわが国損害保険業の事業費の推移をめぐる計量分析」, 『経済発展と第三次産業』, 神戸大学経営学部80周年記念論文集編集委員会編, 東京: 千倉書房, 1985年4月, 217~274ページ。
- , 「損保企業の多様化行動をめぐる一考察——特に「かけ捨て」商品と積立型長期商品との間の“Economies of Scope”を中心に」, 神戸大学経営学部ワーキングペーパー-8610, 1986年10月。
- 田村祐一郎, 「保険本質論と生保史における保険加入者」, 保険学雑誌, 第485号, 1979年6月, 52~82ページ。
- 田中耕太郎, 「保険の社会性と団体性(1)—保険法に於ける社会学的方法の適用—」, 法学協会雑誌, 第50巻第7号, 1932年7月(a), 27~73ページ。
- , 「保険の社会性と団体性(2)—保険法に於ける社会学的方法の適用—」, 法学協会雑誌, 第50巻第10号, 1932年10月(b), 104~145ページ。
- Williamson, O. E., *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications. A Study in the Economics of Internal Organization*, New York: Free Press 1975. (浅沼萬里・岩崎晃訳, 『市場と企業組織』東京: 日本評論社, 1980年)

